

## 神奈川県監査委員公表第 21 号

### 監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 2 日

神奈川県監査委員	大竹准一
同	吉川知恵子
同	中家華江
同	柳下剛
同	齊藤たかみ

#### 1 措置の対象となった監査の結果

令和 7 年 7 月 25 日神奈川県監査委員公表第 10 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会及び公安委員会を除く 14 か所に係る 22 事項

#### 2 監査の結果及び講じた措置の内容

##### (1) 政策局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県統計センター	令和 7 年 1 月 15 日（令和 6 年 12 月 6 日職員調査）	(不適切事項) 庶務事務において、現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和 6 年 7 月分の給与 1 名分、151,071 円について、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例に基づき令和 6 年 7 月 16 日に支給すべきところ、同年 8 月 1 日に支給していた。	不適切事項については、給与支払日の 4 開庁日前に給与帳票を確認し、現金支給対象者の有無の確認をすべきところ、これを行っていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、現金支給対象者の有無について複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立公文書館	令和 7 年 3 月 21 日（令和 6 年 12 月 5 日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、次とおり誤りがあった。 1 事務用什器の購入契約（契約額 5,445,000 円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当する	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 事務用什器の購入契約の履行確認については、担当者の神奈川県財務規則及び同運用通知に対する理解が不足していたこ

		<p>にもかかわらず、これを作成していなかった。</p> <p>2 令和6年度のデジタルサイネージ機器の購入契約ほか1件（契約額計44,220円）について、契約準備期間中は見積合せ結果の通知の送付までしか認められていないにもかかわらず、令和5年度に契約を締結していた。</p>	<p>とに加え、決裁の過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和6年12月12日に検査調書を作成した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属として神奈川県財務規則等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 令和6年度のデジタルサイネージ機器の購入等に係る契約準備行為については、担当者の会計局長通知及び会計局指導課長通知に対する理解が不足していたことに加え、他の職員の確認も不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、改めて経理担当職員全員が会計局長通知及び会計局指導課長通知を再確認するとともに、契約準備行為について、複数の職員による確認を徹底することにより、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター	令和7年1月30日（令和6年12月17日及び同月18日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、駐車場通信機器の賃貸借契約（契約額32,076円）について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。また、前金払できる経費に該当しないにもかかわらず、できるものとして契約を締結して前金で支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、担当者の契約内容及び地方自治法等の関係規定に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、本件誤りの内容を所属として共有して関</p>

			係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化すること等により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	--

(2) 福祉子どもみらい局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立女性相談支援センター	令和7年3月14日（令和7年2月3日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、令和6年度切手購入代5件、136,734円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していくなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていないかった。</p>	<p>不適切事項については、切手を購入した際に、担当者が履行確認に関する記録の作成を失念したことに加え、所属としても決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、改めて神奈川県財務規則及び同運用通知の履行確認に関する条項を管理課内で確認して神奈川県財務規則等に対する理解を共有し、現物確認後は、直ちに決裁者が履行確認に関する記録を確認することで確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立子ども自立生活支援センター	令和7年4月3日（令和7年2月6日及び同月7日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、令和6年度予算で執行する神奈川県立子ども自立生活支援センター洗濯業務委託契約ほか1件（契約額計13,571,448円）について、会計局長通知に反し、令和5年度である令和6年3月29日に契約を締結していた。</p>	<p>不適切事項については、契約書に記載される契約日について担当者の確認が不足していたこと及び契約相手方への説明が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、定期的に契約事務のマニュアルの確認をすること及び契約書への押印時に担当者及び副担当者等が契約日の確認を公印管理者等とともに確認することを徹底する。</p> <p>また、契約書送付時に、契約相手方に契約締結日等</p>

			について説明するとともに、契約相手方から契約書の返戻があった際は、複数の職員による契約書に記載される契約日等の確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立 おおいそ学園	令和7年2月 10日及び同年 4月10日（令 和7年2月7 日及び同月10 日職員調査）	(不適切事項)  契約事務において、産業 廃棄物（廃プラスチックほか）の処分委託契約（単価 契約、概算総価額943,800 円）の締結に当たり、神奈 川県財務規則に定める見積 書を徴することを省略でき る要件に該当しないため、 当該契約の受託者となる者 から見積書を徴すべきとこ ろ、収集運搬委託契約の受 託者となる者から処分委託 業務を含めた見積書を徴し て契約を締結していた。	不適切事項については、 神奈川県財務規則に関する 認識不足のため、収集運搬 業者より一括して見積書を 徴して契約を締結してしま ったことによるものである。  今後は、このようなこと がないよう、会計局による 財務相談を活用するなどし て、根拠を確認しながら業 務を進めることにより再発 防止に取り組み、適正な事 務執行に努める。

### (3) 健康医療局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県精 神保健福祉 センター	令和7年4月 30日（令和6 年12月9日職 員調査）	(不適切事項)  1 契約事務において、令 和6年度こころといのち の地域医療支援事業（自 殺対策）かかりつけ医う つ病対応力向上研修事業 委託契約（契約額 1,182,600円、契約期間： 令和6年4月1日から令 和7年3月31日まで）の 締結に当たり、契約日が 令和6年4月12日である にもかかわらず、契約の 効力について遡及条項を 設けることなくその効力 を遡及させていた。  2 財産管理事務におい て、事務室に係る行政財 産の目的外使用許可（使 用料3,441円）について、 許可日及び許可期間の開 始日を遡って許可を行っ	不適切事項については、 次のとおり措置した。  1 契約事務については、 契約書における各条項の チェックが不十分であつ たことによるものである。  今後は、このようなこと がないよう、特に新年度を対象とした契約につ いては、必要な条項が記 載されていることを、担当 職員のみならず、複数 の職員による確認体制を 強化することにより再発 防止に取り組み、適正な 事務執行に努める。  2 財産管理事務につい ては、担当職員を含む複数 職員において行政財産の 目的外使用許可に関する

		<p>ていた。</p>	<p>知識及び理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようないよう、行政財産の目的外使用許可に関する規程等を各職員が確認し、複数の職員による確認体制を強化するとともに、当該業務の着手時期を早め、業務に要する時間を確保し、所属として確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	-------------	---

#### (4) 産業労働局

##### 出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所	令和7年3月31日（令和7年2月12日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、委託訓練「大型自動車一種運転業務従事者育成コース」（令和6年9月生・11月生）募集案内の作成（契約額451,000円）について、受注者へ提供した原稿の一部に誤りがあったことから、募集案内の再印刷が必要となつた。これにより、55,000円の追加費用が発生していた。</p>	<p>不適切事項については、委託事業の決定から募集開始まで短期間であったことから、所属において原稿の作成から校正作業までを短時間で進めていたため、複数人で確認していたにもかかわらず、誤記に気付くことができなかつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようないよう、募集案内作成までのスケジュール及びチェック方法を再度確認するとともに、複数の職員による確認体制を再強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立西部総合職業技術校	令和7年4月17日（令和7年3月14日及び同月17日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>庶務事務において、現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和7年1月分の給与1名分、273,874円について、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例に基づき令和7年1月16日に支給すべきところ、同月22日に支給してい</p>	<p>不適切事項については、担当者が給与支払簿の事前確認を怠ったこと及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようないよう、給与事務に係る進行管理を徹底し、複数の職員による確認体制を強</p>

		た。	化することに加え、給与の現金支給が生じないよう、臨時の任用職員に対して口座登録期限を明確に伝え、登録期限を情報共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	----	--

(5) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀土木事務所	令和7年1月30日（令和6年12月17日から同月19日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和6年度公園整備工事（県単）その4 令和6年度公園緑地等維持管理工事（県単）その1 合併（契約額497,200円）の執行に当たり、エアコンの購入に要する経費（136,620円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、設置費と併せて全額を「（節）需用費」で執行していた。</p> <p>(2) 令和5年度道路維持管理工事（県単）その1 道路保守業務委託契約ほか1件（当初契約額計52,844,000円）の執行に当たり、公共工事設計労務単価等の改定に伴う業務委託料の変更に係る受注者との協議に基づき、業務完了日（令和6年3月28日及び同月29日）までに増額分（計3,362,700円）の変更契約を行うべきところ、同年4月15日及び同年5月8日に業務委託料の追加支払に係る契約をそれぞれ新たに行い、令和6</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、次のとおりである。</p> <p>(1) 令和6年度公園整備工事（県単）その4 令和6年度公園緑地等維持管理工事（県単）その1合併の執行については、所属担当者の神奈川県財務規則運用通知等に対する理解が不足していたため、需用費により一括執行は可能であるものと誤認していたことによるものであり、エアコンの購入費用に当たる136,620円については、令和6年12月25日に備品購入費への科目更訂を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、備品の設置と関連工事を一括需用費（工事代）で執行し備品を取得することはできない旨、所内への周知を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>(2) 令和5年度道路維持管理工事（県単）その1 道路保守業務委託契約ほか1件の執行につ</p>

	<p>年度予算により執行していた。</p> <p>2 契約事務において、物品の購入を含む令和6年度公園整備工事（県単）その4 令和6年度公園緑地等維持管理工事（県単）その1合併（契約額497,200円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>3 物品管理事務において、賃貸借により調達した仮設トイレ2棟（契約額1,169,300円）について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていないかった。</p> <p>4 文書の管理において、令和5年度道路維持管理工事（県単）その1道路保守業務委託契約に係る変更協議関係書類1点を紛失していた。</p> <p>5 事務事業の執行において、健康増進法に規定する第一種施設である横須賀土木事務所の庁舎管理に当たり、同法等により、同事務所の敷地内は、喫煙することができる場所が区画され、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示する等の要件を満たした特定屋外喫煙場所以外は喫煙禁止場所とされているにもかかわらず、これらの要件を満たさない場所を喫煙場所とし、灰皿を利用できる状態で設置していた。ま</p>	<p>いては、所属担当者が変更契約を失念したこと加え、決裁過程における確認機能も働いていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、公共工事設計労務単価等の改定に伴う業務委託料の変更に係る受注者との協議を実施した場合は、契約図書の表紙等にその旨を明記するとともに、変更設計書決裁時にチェックリストにより確認する等、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、所属担当者の神奈川県財務規則運用通知等に対する理解が不足していたため、見積合せを省略できると誤認していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、物品の購入を含む30万円以上の執行において、見積合せは省略できない旨所内への周知を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 物品管理事務については、所属担当者が仮設トイレを借用物品ではないと誤認し、借用物品台帳への記録をしていなかったことによるものであり、令和6年12月24日に借用物品台帳への登録及び借用物品管理票の作成を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、会計局が</p>
--	---	---

		<p>た、当該喫煙場所の一部については、望まない受動喫煙を生じさせ得る場所を喫煙場所としており、同法により求められる配慮が不十分であった。</p>	<p>作成した「物品管理事務の手引」を改めて確認し、併せて会計局の研修を受講するなどして、物品管理事務の知識を深めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>4 文書の管理については、所属担当者が契約図書から変更協議関係書類を外した際に、文書管理が不適切であったため、書類を紛失したものと思われる。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所属内職員に対して文書管理に関する注意喚起を行うとともに、関係課職員に対しては、契約図書に綴つてある書類は取り外さないよう徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>5 事務事業の執行については、第一種施設の敷地内に設置された特定屋外喫煙場所において、特定屋外喫煙場所を明記した標識を掲示すること及び区画を明確にすることなど健康増進法に係る認識が十分でなかったことによるものであり、受動喫煙を生じさせる可能性がある喫煙場所一か所については、廃止した。また、残る一か所については、特定屋外喫煙場所を明記した標識を設置し、区画線を引いた。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、健康増進法第28条に規定された特定屋外喫煙場所の設置要件について庁舎管理を担当している管理課内で共有することにより再発防</p>
--	--	---	---

			止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県平塚土木事務所	令和7年1月27日（令和6年12月4日から同月6日まで職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>事務事業の執行において、令和6年度公園緑地等維持管理工事県単（その1）維持管理運営業務委託契約（契約額15,950,000円）に基づく利用促進業務として受注者に作成させた、いせはら塔の山緑地公園のホームページについて、知事室及びデジタル戦略本部室が作成した外部サイト・特殊ページの開設に関するガイドライン等に基づき、外部サイト開設の必要性や、県が委託事業により作成するウェブサイトに求められる情報セキュリティ、ウェブアクセシビリティ等の水準を確保するための仕様について両所属と事前に協議すべきところ、これを行わず、上記の水準の確保のための仕様が記載されていない契約を締結していた。その結果、上記の水準を満たさない外部サイトを受注者が作成し、公開することとなった。</p> <p>(要改善事項)</p> <p>神奈川県立秦野戸川公園（以下「秦野戸川公園」という。）における臨時駐車場の管理許可に伴う土地使用料について、令和5年4月から令和6年3月までの期間における臨時駐車場の開場日に係る収入調定を翌年度である令和6年5月に一括して行っていた。</p> <p>（以下令和7年7月25日神奈川県監査委員公表第10号中、第7監査の結果3(2)アのとおり）</p>	<p>不適切事項については、いせはら塔の山緑地公園のホームページについて、委託契約に基づき公園を管理している受注者（以下「受注者」という。）が外部サイトを開設する場合、外部サイト・特殊ページの開設に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に準拠したセキュリティ対応を行わなければならないことを認識していないことによるものであり、令和7年1月20日に外部サイトとして開設した、いせはら塔の山緑地公園のホームページを閉鎖するよう本所属から受注者へ指示を行い、県CMSによる県公式ウェブサイト上に、受注者が作成した利用案内やイベントなどの公園情報のデータを掲載することとした。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、委託事業においても外部サイトでホームページを開設する際には、ガイドラインに基づいた情報セキュリティ等の水準を確保する必要があることについて所属内での周知徹底を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>要改善事項については、令和7年度以降の臨時駐車場の管理許可に伴う土地使用料は四半期ごとに、駐車料金を徴する日数が確定した都度、調定を行うこととした。</p>
神奈川県県西土木事務	令和7年2月5日（令和6	(不適切事項) 財産管理事務において、	不適切事項については、

所	年12月20日、同月23日及び同月24日職員調査)	共架電線1本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年12月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額27,393円のうち10,054円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	管理している敷地内の現状把握に対する認識が不足し、管理している行政財産の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、管理している行政財産において許可申請が必要な施設が存在しないかを確認するための現地調査を複数職員で行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター	令和7年3月7日（令和7年1月27日及び同月28日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、非常用発電設備分解整備工事契約（契約額1,980,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、簡易な報告をもって検査調書に代えることができると担当者が誤認していたと同時に、所属内の確認体制が十分機能していなかったことによるものであり、検査調書未作成が判明後、令和7年3月4日に検査調書の作成を行った。 今後は、このようなことがないよう、改めて神奈川県財務規則及び同運用通知等を確認し、所属内で検査調書の作成が必要な契約について共通認識を持つようになるとともに、支出執行の際には、複数の職員で確認を行うなど、改めて確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

#### (6) 企業庁

##### 出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場	令和7年2月5日（令和6年12月24日及び同月25日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、電話柱等設置のための行政資産の使用許可1件について、神奈川県公営企業固定資産管理規程の一部改正に伴う使用料の改定に係る変更許可を行っていないかった。その結果、使用料100円	不適切事項については、神奈川県公営企業固定資産管理規程の一部改正に伴う使用料の改定に当たり、対象案件を十分に確認しなかったものであり、不足分については、令和7年1月30日に変更許可を行い、令和

		<p>が徴収不足であった。</p> <p>7年2月14日に収入した。 今後は、のようなことがないよう、使用許可の案件を一覧表にし、改定時に、複数職員による確認体制をとることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	---